

第 10 次鳥獣保護事業計画の基本指針に係る検討について

1. 経緯

本年 5 月 26 日、都道府県が策定する第 10 次鳥獣保護事業計画（平成 19～23 年度）に係る基本的な指針について中央環境審議会に諮問。
中央環境審議会野生生物部会の下に設置した鳥獣保護管理小委員会において検討中。

2. 主な検討課題

(1) 鳥獣保護事業の充実と強化

鳥獣保護に関わる国、都道府県、市町村、市民・民間団体などの役割を明確化し、その連携の強化を推進
希少な鳥獣、狩猟の対象となる鳥獣といった鳥獣の特性に応じた保護管理の方向を明らかにするなど、きめ細かな鳥獣保護事業を実施
わなの取扱いの適正化による錯誤捕獲の防止や安全性の確保
国内で違法に捕獲した鳥類を海外から輸入したものと偽って飼養する違法行為を防止するため、輸入鳥獣に識別措置を導入

(2) 特定鳥獣保護管理計画の推進

カワウやクマなど隣接都道府県の範囲を越えて広域的に移動する鳥獣の適切な保護管理を推進
市町村単位でのきめ細かな鳥獣の保護管理の充実による農林水産業等への被害の防止
モニタリングとフィードバックによる計画の見直し等順応的な管理を実施

(3) 鳥獣保護管理に関する専門的な人材の確保等

保護管理に携わる地方公共団体職員の研修、鳥獣保護員の活動の充実
保護管理に関する専門的な人材や鳥獣の捕獲の担い手となる狩猟者の確保と育成

3. 今後のスケジュール

現在、基本指針案についてパブリックコメント（国民からの意見聴取）を実施中。

12 月中を目途に基本指針を取りまとめ、答申を得る予定。